



28 静環環創第 号
平成 29 年 2 月 日

静岡県山岳連盟 御中
静岡市山岳連盟 御中
静岡県勤労者山岳連盟 御中
公益社団法人 日本山岳会静岡支部 御中
南アルプスとリニアを考える市民ネットワーク静岡 御中

静岡市長 田辺 信宏
(環境局環境創造課)

リニア中央新幹線に関する公開質問状に対する回答について

日頃より、本市の南アルプスユネスコエコパークの環境保全につきまして、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、東海旅客鉄道株式会社が計画する中央新幹線建設事業に対して、自然環境保全の観点から様々な懸念があることから、これらの払拭を目的として「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」を設置し、発生土処理や水環境等の問題について協議を進めてまいりました。

このたびの質問状の回答につきまして、これまでの協議会での議論を踏まえ、以下のとおり、市から回答させていただきます。

今後も引き続き、南アルプスユネスコエコパークの環境保全への御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

「1」経団連の土壌汚染対策法の規制緩和要請について

- 1 土壌環境への対応について、準備書に関する市長意見の中でも、「発生土に含まれる重金属等の定期的な調査等を実施し、調査結果は求めに応じて報告すること。また、有害物質が検出された場合は適切に対応すること。」を求めています。

これらの意見に対する事業者の対応（中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（平成 26 年 8 月）での見解）として、発生土に含まれる重金属等の定期的な調査の実施や、汚染のおそれのある土壌が確認された場合には土壌を選別して対象物質の種類や含有状況等に合わせた現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分を行い、拡散を防止するなどの措置が示されており、この考え方をもとに、事業者が適切に対応すべきであると認識しております。



なお、事業者が具体的に対応する際には、市と協議の上進めるよう、事業者に求めてまいります。

- 2 発生土置き場における自然由来の重金属等有害物質の取り扱いについては、静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会においても議論となったところです。

詳細は未定ですが、事業者からは掘削土を定期的に調査し、自然由来のヒ素等が検出された場合、適切な対応を図る旨、回答をいただいています。

これら処理においても、事業者が具体的に対応する際には、市と協議の上進めるよう、事業者に求めてまいります。

- 3 発生土置き場における対応と同様に、事業者が適切に対応すべきものと認識しております。

これら処理においても、事業者が具体的に対応する際には、市と協議の上進めるよう、事業者に求めてまいります。

- 4 詳細は未定となっております。

- 5 当該特区は全国的な措置の実施に先駆けて試行的に行うものであり、規制緩和はその結果を踏まえ、いずれ全国的に実施されるものと考えております。

規制緩和の内容は、自然由来特例区域における認定調査の調査対象物質の合理化に関するものであり、土壌汚染対策法の運用に差し支えないものと考えております。

トンネル掘削土には土壌汚染対策法は適用されないため、今回の建設地に関しては規制緩和の影響はないものと考えております。

「2」 JR東海の土石流シミュレーションについて

- 1 燕沢の発生土置場での土石流シミュレーションについては、6月8日開催した第4回静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会で協議を行いました。

この土石流シミュレーションは、環境影響評価準備書に関する市長意見の中で「燕沢に発生土を置くことで、土石流が発生した場合、下流側への影響の拡大が懸念される」と述べたことに対する対応です。

千年以上に一回程度発生する規模の深層崩壊と、百年に一回程度発生する規模の河川等流量増が、同時に発生する場合を想定しシミュレーションした結果、発生土置き場の有無に関わらず、榎島ロッジ付近への影響に違いはないと事業者より説明がありました。

市としては、この説明も踏まえ、安全性と自然環境保全との両立をどのように確保させるかを整理し、確認していきたいと考えています。

- 2 事業者が、現時点で示した燕沢における発生土置き場計画案では、ドロノキ群落を避けつつ河川境界から10mセットバックして発生土置き場を設けるとなっております。



今後、有識者の意見を踏まえながら、計画の詳細について確認していきたいと考えております。

「3」導水路トンネル工事について

1 導水路トンネルについては、大井川中下流域を対象とした、減水に対する環境保全措置であると認識しております。

本市が事業者に対し出した要望書（中央新幹線の整備に関する要望 平成 27 年 10 月）の中で、導水路トンネルに関して「十分な調査、予測、評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること」を求めています。

この要望書の中で、要望事項に関する実効性を担保し、J R 東海と本市との連携・協力関係を強化するため、包括的な協定を締結するよう求めています。

このため、環境影響評価手続としてではなく、要望の実効性の担保という観点で協定を検討していきたいと考えてまいります。

2 平成 27 年 12 月に開催された協議会において、導水路トンネル出口より上流に対する環境保全措置として以下のような項目が事業者より示されました。

- ・ 導水路トンネルは可能な限り小断面による T B M 工法を採用することにより、水環境や発生土による環境への影響の低減を図ります。
- ・ 工事中は、河川および導水路トンネル上部の沢の流量を計測し、減水の傾向が認められる場合には、すでに把握している重要な種のモニタリングを行います。
- ・ モニタリングの結果、重要な種への影響が生じるおそれがある場合には、必要により専門家に助言を頂きながら、移植などを実施します。
- ・ 工事中に使用する非常口からのポンプアップの機能を残すことについても必要により検討を行います。

また、平成 29 年 1 月に公表された「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】平成 26 年 8 月」に基づく事後調査報告書（導水路トンネル等に係る調査及び影響検討結果）において、導水路トンネル等が水資源に与える影響を調査、検討しています。

その結果は、トンネルが断層や破碎帯を横切る際、トンネル内の湧水量が増加し、一部の河川において河川流量に影響があると考えとなっております。

これに対する環境保全措置として、代替水源の確保、適切なトンネル構造及び工法等による影響の低減が示されています。

これら報告に関して、協議会の中で内容を精査し、必要な事項を市長意見に盛り込むとともに、具体的な対応を行うには、事業者の説明、さらには対応を求めていきたいと考えております。